

## 令和5年度第2回世田谷区障害者施策推進協議会の資料への質問及び回答

先日開催した令和5年度第2回世田谷区障害者施策推進協議会資料への質問等について、次のとおり回答します。

**資料3 (仮称) せたがやインクルージョンプラン—世田谷区障害施策推進計画—  
(中間まとめ) について****<質問>**

資料3 せたがやインクルージョンプラン—世田谷区障害施策推進計画—中間まとめ案の21ページ就労等の活躍の場の拡大の評価課題で、保護的就労の見直し等あります。

採用から5年をめどに、企業等への一般就労への移行を図る事業だが形として機能していない一面があるとあります。確かに事業所によって対応が異なるようです。

見直しとは、具体的にどのようなことを計画されているのでしょうか。

**<回答> (担当：障害者地域生活課)**

現行のせたがやノーマライゼーションプラン（令和3年度～5年度）では保護的就労の見直しについて、「各外郭団体と検討を行い、障害者雇用を取り巻く社会情勢に合わせた事業への再構築に取り組みます」と記載しております。

本事業としては、先日の協議会資料に記載した課題はあるものの、課題解決のために各団体にて職員研修を実施しているほか、新規採用者募集の周知を強化しているところです。

また、高齢化などで保護的就労として働くことが困難になっている方については、すきっぷ就労相談室との連携により、就労継続支援B型や介護サービスなど、ご本人の状態にあったサービスへの調整を始めております。

保護的就労事業が始まった平成元年度には就労に向けた法制度なども十分ではありませんでしたが、障害者総合支援法などがこの間に整備され、就労移行支援や就労継続支援A型・B型などの就労系サービスが始まり、体系的な支援制度が構築されていることで本事業を希望する方が少ない現状につながっています。

今後については、保護的就労の活用と同時に、法制度等の他の就労支援サービスとの役割分担やニーズなどを踏まえながら、引き続き3団体と検討を続けてまいります。

<質問>

資料 3(仮称)せたがやインクルージョンプラン―世田谷区障害施策推進計画―の 56 ページ、38 ヤングケアラーへの支援が新規で掲げられています。こちらに、ヤングケアラー及びきょうだい児の支援と表記し、フォロー体制を構築していただけないでしょうか。

<回答> (担当：障害保健福祉課、子ども家庭課)

ヤングケアラーは、法令上の定義はありませんが、一般に、本来大人が担うと想定されているような家事や家族のお世話などを日常的に行っている 18 歳未満の子どもとされています。

病気や障害のある兄弟姉妹がいる「きょうだい児」についても、ヤングケアラーであると認識しており、障害当事者及びそのご家族の支援にあたっては、世話や見守りをしているきょうだいの抱える問題にも目を向け、必要な支援につなげるための取組みを行ってまいります。

質問
資料3 (仮称) せたがやインクルージョンプラン―世田谷区障害施策推進計画― (中間まとめ) について
<p>&lt;質問&gt;</p> <p>精神障害の人は、視線恐怖などの症状で、電車やバスに乗ることができない人が多くいます。精神障害者は病院に通院しなくてはならないため、タクシーを利用せざるを得ない場合が多いです。身体障害者に支給されているタクシー券を精神障害者にも支給して頂けないでしょうか。</p>
<p>&lt;回答&gt; (担当：障害者地域生活課)</p> <p>福祉タクシー券は、歩行困難な障害者の方の生活の利便と社会参加の促進を図ることを目的に、身体障害者手帳の下肢、体幹、内部、平衡または乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害1～3級、視覚障害1・2級、または愛の手帳1・2度の方を対象として交付しています。</p> <p>現時点において、対象となる方の条件を変更することは難しい状況ですが、今後も、福祉移動サービスの利用の促進を図るなど、移動困難な方々への支援に取り組んでまいります。</p>